

標準的な手続（審理）の流れ

成年 後見	法定後見	後見	判断能力が欠けている
		保佐	判断能力が著しく不十分な方
		補助	判断能力が不十分な方
	任意後見	判断能力が不十分になる前に契約しておく制度	

手続案内

【60～90分】

- ・ 成年後見手続説明用ビデオ(27分)をご覧いただいた上で、申立手続をご説明します。

ビデオは、裁判所ウェブサイトでも御覧いただけます。

- ・ ビデオ 「わかりやすい成年後見制度の手続」

http://www.courts.go.jp/video/seinen_kouken_video/index.html

申立セット受領

- ・ 後見・保佐・補助の申立セットをお渡しします。

申立準備

- ・ 申立書類等チェックリストを利用し、必要書類を確認してください。
- ・ コピーを取る際は、「コピーの取り方」を参照してください(A4 縦向き)。

電話予約

- ・ 必要書類がそろい次第、申立日時について、電話で予約をしてください。
青森家庭裁判所 017-722-5647

申立て 即日事情聴取 【約2時間】

- ・ 予約した日時に指定された場所へお越しください。
- ・ その場で提出書類等を点検し、記載されている内容を確認します。
申立人と一緒に、候補者もお越しください。
(保佐、補助については、可能であれば、本人も一緒にお越しください。)

本人等調査 親族照会 鑑 定

- ・ 家庭裁判所調査官による調査
病院・施設等への訪問、 申立のいきさつ、 本人の状況、
後見人候補者の調査、 財産関係の調査
- ・ 本人調査、親族照会、鑑定は、省略することがあります。

審 理

- ・ 申立書等提出書類、調査結果、親族照会の回答、鑑定結果等の内容を総合的に検討します。

開始決定 後見人等の選任

- ・ 裁判所から審判書の謄本が届きます。
(受領から2週間の不服申立期間が過ぎれば、審判が確定します。)
- ・ 裁判所が成年後見の登記を囑託します。

財産目録等の提出

- ・ 後見人等は、審判確定後1箇月以内に、 財産目録、 収支予定表を家庭裁判所へ提出してください。

後見事務の監督

- ・ 金銭出納帳に記録し、領収証等の資料を整理・保管してください。
- ・ 後見等事務報告書、 財産目録(令和 年 月 日現在)、 前回報告以降の通帳の写しを添付の上で、年に1回自主的に報告してください。報告の時期は、財産目録、収支予定表提出後にお渡しする「今後の事務報告について」に記載してあります。